

委員限り

資料B

平成25年分収支報告書に係る政治資金監査報告書
(都道府県選管分)の記載内容等に関する調査(回答)

総務省政治資金適正化委員会事務局 あて

回 答 日 平成_____年_____月_____日
所 属 _____ 選挙管理委員会
ご担当者名 _____
電 話 番 号 _____
E メール _____

- 【注】・ 本調査の対象となる政治団体は、平成25年12月31日時点で国会議員関係政治団体であった政治団体及び解散時点で国会議員関係政治団体であった政治団体です。
・ 平成25年分の政治資金収支報告に係る要旨を公表する時点での状況等を回答してください。
・ 該当箇所の□を■に塗りつぶしてください(質問項目によっては複数回答可)。
・ その他の回答箇所についても可能な範囲内でご記入ください。

I. 平成25年分の政治資金監査報告書の記載内容について

I—1 記載例ごとの政治団体数

Q1. 収支報告書に併せて政治資金監査報告書の提出があった政治団体数 (() 内は総務大臣分に係る政治資金監査報告書の提出があった政治団体数)

【注】以下の(1)～(4)の記載例について、詳しくは、政治資金適正化委員会ホームページ「政治資金監査報告書の記載例・チェックリスト」の項を参照してください。

() 団体

- ・ うち記載例(1) (政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合。収支報告書に支出が計上されていない場合で、記載例(1)の記載を修正して提出してきた場合も含む。) で提出があった政治団体数

() 团体

- ・ うち記載例(2) (会計帳簿に記載不備がある場合) で提出があった政治団体数

() 团体

- ・ うち記載例(3) (会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合) で提出があった政治団体数

() 团体

- ・ うち記載例(4) (収支報告書に支出が計上されていない場合) で提出があった政治団体数

() 团体

- ・ うち記載例(2)及び(3)が複合した形で政治資金監査報告書の提出があった政治団体数

() 团体

I—2 基本的な確認

Q 2. 政治資金監査報告書の基本的な構成に関する項目（あて名、年月日等）について不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった

- {
- 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が、監査対象に係る適切な年でなかった。
 - 国会議員関係政治団体の名称が収支報告書（その1）の記載と一致していなかった。
 - 代表者の氏名が収支報告書（その1）の記載と一致していなかった。
 - 登録政治資金監査人の署名が自署でない又は押印されていなかった。
 - 登録番号が記載されていなかった。
 - 研修修了年月日が記載されていなかった。
 - 政治資金監査報告書が、省令で規定されている「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の3項目から構成されていなかった、又はA4の用紙で作成されていなかった。
 - 「1 監査の概要」が（1）～（4）の4項目から構成されていなかった。
 - 「2 監査の結果」が（1）～（4）の4項目から構成されていなかった。
 - その他
- } {

I—3 「1. 監査の概要」について

Q 3. 政治資金監査報告書の「1. 監査の概要」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった

- {
- 収支報告書提出の根拠規定（法第12条第1項又は法第17条第1項）が正しく記載されていなかった。
 - 監査の概要の（1）及び（3）に記載する書類が正しく記載されていなかった。
 - その他
- } {

Q 4. 政治資金監査は、国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかつた場合、主たる事務所で政治資金監査を実施しなかつた理由を明らかにした上で、実施場所については住所を併記することにより具体的に特定して、政治資金監査報告書の「1. 監査の概要（4）」に記載しなければなりません。

国会議員関係政治団体の主たる事務所で行われなかつた政治資金監査のうち、その理由

について、記載例の（注）で示された理由と異なる理由が記載されていた（若しくは理由が記載されていなかった）ものはありましたか？また、住所が併記されていないものはありましたか？

- すべての政治資金監査が主たる事務所で行われていた。
- 主たる事務所で行われなかつた政治資金監査があつた。
 - - 理由はすべて記載例に従つて記載されていた。
 - 理由が記載例と異なる記載となつていたものがあつた。
 - ↑
具體的に
 - 理由が記載されていないものがあつた。
 - - 主たる事務所以外での実施場所はすべて記載されていた。
 - 実施場所が記載されていないものがあつた。
 - - 住所はすべて記載されていた。
 - 住所が記載されていないものがあつた。

I—4 「2. 監査の結果」について

Q 5. 政治資金監査報告書の「2 監査の結果」の中で、不備等を指摘する事項はありましたか？

- なかつた
- あつた
 - 記載例（1）～（4）共通
 - - 保存されていなければ書類が記載されていた、又は保存されているべき書類が記載されていなかつた。（支出がゼロにもかかわらず「領収書等」などが記載されていた、又は支出があるにもかかわらず「領収書等」などの記載がなかつた 等）
 - 監査の結果の（1）及び（3）に記載される書類は同一となるべきにもかかわらず異なる書類が記載されていた。
 - 「領収書等を徵し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかつたため、監査の結果の（4）を削除していた。
 - その他
 - ↑
具體的に
 - 記載例（2）
 - 会計帳簿に記載不備があつた事項（支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日のうち該当する事項）が具体的に明記されて

いなかった。

○ 記載例（3）

- { 領収書等の亡失等があるにもかかわらず、領収書等亡失等一覧表が添付されていなかった。
 （別記）に、「領収書等亡失等一覧表」、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費」、「当該団体に対して発行されたとは推認されない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの」以外の事項が記載されていた（又は何も記載されていなかった）。
 具体的に
 [] }

I—5 その他

Q 6. 選挙管理委員会の立場として、登録政治資金監査人に対してアドバイスや改善を促したい点等はありますか？

ない

ある

 具体的に
 [] }

II. 平成25年分の收支報告書及び当該報告書と併せて提出する書類について

Q 7. 収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はありましたか？

なかった

あった

- { 支出の金額の不整合（計算誤り、表間不整合等）があった。
 支出項目が間違っていた。
 様式その14～その16のいずれか又はすべてについて添付が漏れていた。
 その他
 具体的に
 [] }

→ 国会議員関係政治団体のうち ※以下のうち該当するものを○で囲ってください。

(1～3割・4～6割・7～10割)

程度の団体に不備等があり、その程度は、平成24年分に比し、

- { 減っている。
 ほとんど変わらない状況である。
 増えている。 }

Q8. 収支報告書と併せて提出する書類について不備等を指摘する事項はありましたか？

- なかった
 あった
- {
 領収書等の写しなどの書類の添付が漏れていた。
 書類の必要記載事項の記載が漏れていた。
 領収書等の編さんがずさんで、各支出との対応関係が分かりにくかった。
 その他 具体的に
}

III. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応について

Q9. 収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はありましたか？

ある場合、収支報告書の支出の内容の訂正の時点又はその後において、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

また、収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体はありましたか？

- なかった
 あった
- {
 登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」又は「訂正に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があった。
 収支報告書の支出の内容について訂正があったにもかかわらず、登録政治資金監査人の確認を受けなかった政治団体があった。

Q10. 領収書等が再発行された場合等、収支報告書自体には変更がないものの、支出の内容を証する書面に変更が生じた政治団体はありましたか？

ある場合、登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体はありましたか？

- なかった
 あった
- {
 登録政治資金監査人の確認を受けたことを証する「訂正後の支出状況に係る政治資金監査報告書」を提出した政治団体があった

Q11. 政治資金監査の対象となった事実に変更はないが、政治資金監査報告書の記載誤りがあったため、訂正後の政治資金監査報告書を提出した政治団体はありましたか？

- なかった
 あった

IV. 少額領収書等の写しの開示制度について

Q12. 少額領収書等の写しについて、昨年度、開示請求は、

- なかった
- あった

→ 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項（詳しくは、政治資金適正化委員会ホームページ「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針について」の項を参照してください。）に該当するため不開示とした案件は、

- なかった
- あった

→ 訴訟、不服審査請求等の係争に至った案件は、

- なかった
- あった

〔
具体的
〕

→ 政治資金適正化委員会が具体的指針として示した事項以外で、公序良俗違反として検討すべきと考えられる事例はありましたか？

- なかった
- あった

〔
具体的
〕

V. その他

Q13. 政治資金適正化委員会に対するご意見、ご要望等

〔
具体的
〕

～ご協力ありがとうございました～